

成年後見制度の紹介企画第2回 「成年後見制度をご存知ですか？」



成年後見制度は、

せいねんこうけんせいど
認知症、知的障がいもしくは精神障がいなどで判断能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する仕組みです。いつまでも幌延町で、安心して暮らすことができるよう、定期的に成年後見制度についてお知らせします。



判断能力って何だろう？

そもそも…

物事を考え、選び、決めること。そして決めたことを実現する力です。

人は一日に9千

回の決断をしていると言われています。日常生活にはいくつもの選択肢があり、その決断の積み重ねがその人の「人生」や「その人らしさ」を形作る要素の一つといっても過言ではありません。

自分で判断することが難しくなったらどうなるの？



伝えたいことがうまく伝えられなくなったり、物事を自分自身で決められなくなったり、誤った判断をしてしまったり、自分以外の人の都合の良いようにされてしまうなど…

自分らしさを表現できなくなったり、本人に危険を及ぼす可能性があるんだ！

サポート（後見人など）が必要だね！

成年後見制度では、判断能力の状況に応じて次のいずれかの制度を利用することになります。

●任意後見制度

判断能力のある時に、サポートする「後見人」になつてもらいたいと思う人と事前に契約を結んでおく制度。

●法定後見制度

現在、判断能力が不十分な状態で、本人の判断能力に応じてサポートする人を「後見人」「保佐人」「補助人」に決められる制度。

【後見人】

判断能力が非常に減退している人のあらゆる契約や手続きをサポートする人。

【保佐人】

判断能力が著しく不十分な人の重要な契約の時にサポートする。

【補助人】

判断能力が不十分な人の難しい手続きをサポートする人。

お問い合わせ先：幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内）

電話：5-2090

幌延町地域包括支援センター（保健センター保健グループ）

電話・告知端末機：5-1790